第2号様式（第４条関係）

事　務　事　業　評　価　調　書

令和３年度行政評価（シート１）

所管部課名	健康福祉　部　障害福祉　課	作成日	平成33年5月26日	No.	6
作成責任者(課長)氏名	栗原　秀和	作成者氏名	松下　君江	電話	642

事務事業名	心身障害者（児）福祉手当支給事業（市単独事業分）
開始時期	☑昭和 □平成 □令和 45 年 4 月 □不詳
区分	□主要事業　□実施計画事業　☑その他
実施根拠	法令： / 条例：３ / 規則：３ / 要綱： / 計画： / その他：（　） — 1：義務規定 2：できる規定 3：方法等の規定
法令等の名称	武蔵村山市心身障害者福祉手当条例 武蔵村山市心身障害者福祉手当条例施行規則
事務事業の種類	□法定受託事務　（□第１号法定受託事務　□第２号法定受託事務　） ☑自治事務　（□国庫補助対象　□都補助対象　☑市単独　）
補助の内容(補助率等)	
事務事業の概要　対象：何/誰に対して	身体障害者手帳３・４級、愛の手帳４度の者（所得制限あり）
手段(全体概要)：どういった方法（内容）で実施するのか ※具体的に記入	実施方法　□直営　□委託　□市民協働・ボランティア　☑補助・助成等　□その他（　） 身体障害者手帳３・４級、愛の手帳４度の者に心身障害者（児）福祉手当（月額7,700円）を支給する。 なお、都制度である心身障害者福祉手当と同様の所得制限がある。
意図：どのような状態にすることを目指すのか	都制度の対象外となる心身障害者（身体障害者手帳３・４級、愛の手帳４度）に手当を支給することにより、対象者の更なる福祉の増進を図ることを目的としている。
実施結果：どうなったのか（2年度実績）	令和2年度実績（市制度分） 延べ支給件数：　障害者　8,317 人　障害児　949 人　計　9,266 人 支給額：　障害者　64,040,900 円　障害児　7,307,300 円　計　71,348,200 円
類似事業の有無	□あり ☑なし　実施部課(団体)名：　類似事業名：
事業環境の変化	本手当の支給対象となる心身障害者（児）が毎年増加していることから、事業費は今後も増加となる見込みである。
他市等の状況　総論 ※２６市等の状況	八王子市及び町田市を除く24市が実施しており、月額は4,000円～12,500円で平均は7,015円である。
立川市	心身障害者手当として、月額4,500円を支給している。
東大和市	心身障害者福祉手当として、月額6,100円を支給している。
昭島市	心身障害者福祉手当として、月額4,000円を支給している。
市民・議会等からの意見	特になし

【評価指標】		指標名	単位	説明・計算式
活動指標	①	延べ支給件数	件	
	②			
成果指標	①			
	②			

費用・成果の推移		令和元年度決算	令和２年度決算	令和３年度予算	備考
事業費(千円)		69,747	71,348	69,810	
うち一般財源		69,747	71,348	69,810	
所要人員(人)		0.30	0.30	0.30	
総コスト(千円)		72,336	74,014	72,469	
活動指標	①	9,058 件	9,266 件	9,050 件	
	②				
成果指標	①				
	②				

（日本産業規格Ａ列4番）

	項目	評価
一次評価	必 然 性 ・市の関与、税金の投入は適切か ・都や民間との役割分担は適切か	（説明）　☑適切である　☐不適切な点がある 都制度を補完する形で一定の基準を設けて手当を支給するものであり、国や都との役割分担は適切である。また、業務の特性から民間において実施できるものではないため、市の関与には必然性がある。
	有 効 性 ・市民ニーズに適合し、効果が出ているか ・時代遅れではないか	（説明）　☑適切である　☐不適切な点がある 心身障害者（児）に対し当該手当を支給することにより、経済的な支援が図れることから、市民ニーズに適合している。
	手段の妥当性 ・手段に見直しの余地はないか ・他の事業と連携や統合はできないか	（説明）　☑見直しの余地はない（ほとんどない）　☐見直しの余地がある 手帳交付時に本手当の受給案内を行っていることから、所得制限を超えない支給対象者のほぼ全数について支給できており、手段について見直しの余地はない。
	効 率 性 ・費用対効果に改善の余地はないか ・コスト削減の余地はないか	（説明）　☑効率的である　☐非効率な点がある 市の支給額（月額7,700円）は、多摩26市の平均支給額（月額7,015円）を若干上回っており、また、近隣市の中では高くなっていることから、他市との均衡性等を踏まえると、見直しの余地がある。
	達 成 度 ・目標水準を達成できたか ・達成できなかった原因は何か	（説明）　☐目標以上　☑ほぼ目標どおり　☐目標以下 都制度の対象外となる心身障害者への経済的支援を行うことにより、対象者の更なる福祉の増進が図れている。
	公 平 性 ・対象要件は適切か ・受益者負担は適切か ・地域差はないか	（説明）　☐適切である　☑不適切な点がある 所得制限を超えない心身障害者に対し、一律に手当を支給していることから、おおむね公平性は保たれている。しかし、本手当の受給と並行し、医療費助成や障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の提供を希望し、受ける者も増加していることから、本手当の支給額については検討する余地がある。
	○廃止・休止した場合の影響 ☑影響は大きい　☐影響は小さい ☐不明　☐廃止不可能 （説明）※その影響等を具体的に記入 都制度である心身障害者福祉手当を補完する制度であることから、経済的な支援である本制度を廃止・休止した場合の影響は非常に大きい。	【今後の方向性】 ☐拡　充　☐継　続　☑一部見直し ☐抜本的見直し　☐廃止・休止 【総合的意見】 本事業は、心身障害者（児）への経済的な支援を目的として実施している。 しかし、現在ではサービス面などの支援も、各種実施していることから、金銭給付的な支援は他自治体と同等の給付水準にする必要がある。

二次評価

【今後の方向性】

☐拡　充　☐継　続　☑一部見直し　☐抜本的見直し　☐廃止・休止

【総合的意見】

本事業は、都の制度では対象とならない心身障害者への経済的な支援を行うことを本旨とし実施していることから、継続すべき事業である。他方、多摩２６市と比較して支給額が高い水準となっていることや、本市の人口推計を踏まえた障害者数の予測では、その数は今後も増加していく見込みであり、それに伴う財政負担も拡大してくことが予想されることに加え、対象者が他の障害福祉サービスの提供を受けていることが多い状況であることなどに鑑み、現在の支給額を維持することが適切であるかについて、改めて調査検討を行い支給額の適正化を図る必要がある。

ただし、支給額を減額する場合には、対象者に大きな影響があることから、十分精査の上、慎重に対応する必要がある。

行政評価委員会意見

本事業は、心身障害者（児）への経済的支援を行うことにより、障害者福祉の増進に寄与することから、今後も継続すべき事業である。

他方、他の障害福祉サービスによる支援があることや、本市の支給額が他市と比較して高い水準であることから一部見直しの余地があるとしているが、支給額の妥当性や減額した場合の対象者への影響等が明確になっておらず、拙速に支給額を見直すことには疑問が残る。

本事業が心身障害者（児）への経済的支援を本旨としていることに鑑みれば、他の障害福祉サービスによる支援の状況や対象者の家族構成、所得水準等を捕捉し、生活に与える経済的影響等を精査した上で、適正な支給額について慎重に判断していくことを求めたい。